

# 手足の不自由な子どもたち

# はげみ

令和4年度/No.408

# 2/3

February—March

## 特集 成年後見制度～権利を守るために～



第40回(令和3年度)肢体不自由児・者の美術展入賞作品「最幸を呼ぶ青鳥」

宮本 羅夢



# はげみ

令和4年度/No.408

2/3

February—March

## 特集 成年後見制度～権利を守るために～

### C o n t e n t s

親ある間は結構長い！ 今から始める「準備」のススメ……………	澤村 愛…2
Sec.1 成年後見制度の利用促進について ……………厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室…4	
Sec.2 基礎から学ぶ、障害者と成年後見制度 ～よくある質問から～ ……	渡部 伸…10
Sec.3 重度障害者の後見を考える ～命を預かる立場より～ ……	綿 祐二…19
Sec.4 親なき後も、幸せに暮らすために今何をすべき？ ～第59回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会長野大会より～ ……	澤村 愛…27
Sec.5 意思決定支援「肢体不自由特別支援学校における取組」……………	泉 慎一…32
Sec.6 成年後見制度に関する肢体不自由校での保護者学習会 ……	大塚 良孝・今井 友乃…38
Sec.7 はじめの一步 ～紙芝居で伝えたい想い～ ……	紙芝居使 <sup>®</sup> せんべい…44
トピックス 第41回（令和4年度）「肢体不自由児・者の美術展／デジタル写真展」の開催 ……	50
今号の表紙 ……	宮本 羅夢…54

## 親ある間は結構長い！ 今から始める「準備」のススメ

元東京都立光明学園 PTA会長

澤村 愛

「人には生まれながらにして誰からも侵されない権利がある。尊厳という。これは親からも子からも兄弟からも社会からも国家からも侵されないとても尊く厳かで気高いものである」。私はこれを大学の刑事訴訟法ゼミで学びました。憲法は常に傍らにありました。しかし私が本当にこの意味に触れたのは、親となり子どもを育てる中で、糸賀一雄氏の「保護が飼い殺しになつていないか」という言葉に触れたときです。母である私が子を殺す…。我が子を…。「特に障害のある次男には注意が必要だ」と、寒気に近いものを感じました。家族は利益相反となるのです。

「尊厳」という言葉自体は憲法の中にもある（24条2項）法令用語です。特に憲法13条は「個人の尊厳」として規定され、個人主義が宣言されています。これは利己主義（エゴイズム）を認めたものではなく、「人によって大切にされるものが違うよね」という、ある意味「価値の多様性を認める宣言」です。そのためにはまず、その人それぞれの尊厳を正しく理解する必要があります。その人自身を深く理解する必要があるということ

です。「どんなときに笑うか」というレベルのもので、表現に障害がある場合などには、より理解が難しくなります。

私はここに、親の出番があると思っています。「この子はどういう子なのか」、「どんなときに笑うのか」、「支援者の方へお願い」などを、誰が見てもわかるように「親ある間に一覧表などにして準備しておく」のです。親亡き後も子の尊厳が守られるために、日本相続知財センターグループが発行している『親心の記録』を紹介します。まず6ページまで記入すれば、最低限の対応がしてもらえることとなります。

次の段階として1週間の生活スタイル、日常生活の様子、本人の好きなこと、コミュニケーションや社会性のページを書き込みます。この辺りは親の腕のみせどころです。「童謡よりもジャズが好きだ」、「温泉に入ると身体の力が抜けるからか笑顔が出る。医者への指示書はないけれど、定期的に温泉に連れて行っている」、「デイズニールランドが大好きだ。これを楽しみに仕事を頑張っている。年に1度はデイズニールランドへ連れて行く

ている」などです。書き進めていくと整理され、親の安心感にもつながります。

さらに移動や外出時のお金の使い方についてや、親として支援する方に伝えたいことのページまで進むと、将来のために、今何をしておいてあげようかと前向きな気持ちがあくむく湧き出てきます。

そして最後は子どもの健康、その後の対応についてです。成年後見人では身元引き受けや緊急医療の対応はできません。通常は親族が同意を求められます。治療（延命など）の判断、遺体の引き取り、葬儀やお墓などは、親族の役割となるのです。つらい判断を含む内容も多いのですが、親が道しるべを立てて、それを明らかにしておくことは、兄弟姉妹たちの負担軽減にもつながる大切な準備だと思います。

ちなみに、この『親心の記録<sup>®</sup>』は、障害者の保護者および支援団体（支援学校、親の会、社会福祉法人、NPO法人等）を対象に無料配布しています。

<https://oyagokoronokiroku.jp/> を参照してください。

私事で恐縮ですが、次男（当事者）が未成年のときに親権を行使し行なった準備があります。司法書士事務所と任意後見契約を結び、公証役場で登記しました。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。任意後見制度とは、「本人に十分な判断能力がある間に」、「本人の選ぶ相手に」、「あらかじめ内容を定めて」お願いできる制度です。次男の将来の相棒を、両親が選んだのです。登記費用と司法書士への単発の経費は発生しましたが、「契約効力の発生は両親の死亡から」としたので、親が存命の間は月々の費用はかかりません。将来発生する月々の経費は、任意後見契約にすると高いとか司法書士にすると高いということは決してなく、「家裁が提示する相場額」です。効力発生までは双方から解約できるとしました。

この機会をきっかけに、担当者には、次男のいろいろな用事に来ていただくようにしています。「親ある間から」次男を知ってもらい、傍らの長男・長女の良き相談者にもなってもらうためです。

さらに今、成年後見制度の利用開始を先延ばしするために司法書士とは遺言書の作成を進めています。次男は字を書くことができません。親が遺言書を書き、その中で遺言執行者（長男か長女を予定）を指定します。この準備をすることにより、次男の署名・捺印・印鑑証明がなくても相続手続きを完了させることができます。遺言執行者は、逝去時に凍結されてしまう被相続人の銀行口座を動かすことができます。

他にも、次男名義のネットバンキング口座開設とクレジットカード作成をしました。「次男名義のETCカード」を作成し、ETCカード障害者割引を継続利用しています。

私たち夫婦の「親権を行使して任意後見契約を結ぶ」という準備は、「我が家に応じた準備」であり、必ずしも皆さんの家の準備とイコールとは限りません。今号では厚生労働省の担当者として、現場で奮闘されている専門家から「制度について」詳しく解説していただきました。誌面でも紹介してありますが、紙芝居をパワーポイントのように使って誰にでもわかりやすく「制度を知ってもらう活動」をされている方がいるほど、世の中に馴染みのない制度とも言えます。「制度を理解し、我が家へはどうアレンジすれば良いか」を考えてみるのが一番大切なことなのです。併せて今号の特集では、受け入れ施設側からの視点や肢体不自由校での意思決定支援のための取り組み、PTAの勉強会の様子、自分自身の整理整頓の話も紹介してあります。

親ある間は結構長い！今号が「準備」の一助となることを願ってやみません。